

令和 2 年 6 月 5 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03080

研究課題名（和文）清末・民国時代の訟師と律師 - 中国訴訟史上における近代

研究課題名（英文）Litigation Masters and Lawyers during the Late Qing and Republican Periods: Modernity in the History of Chinese Litigation

研究代表者

夫馬 進 (Fuma, Susumu)

京都大学・文学研究科・名誉教授

研究者番号：10093303

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,600,000円

研究成果の概要（和文）：研究成果の第一は、論文「清末『申報』に見える律師観の進展と訟師観の推移 - 訟師から律師へ -」を公表したことである。『申報』によれば、上海では外国人律師（弁護士）の活躍が中国人による律師評価を進展させて行ったこと、中国でも律師が必要であるという論調は中央政界におけるよりはるかに早く主張されていたこと、中国では伝統的な訟棍があまりに多いため、訟棍を律師に転用できないかとする議論さえあったことが、明らかとなった。研究成果の第二は、『龍泉司法档案』をめぐって中国研究者とwork shopを開いたことである。また浙江大学において民国時代八都鎮に関係した档案を調査した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究成果の学術的意義の第一は、清末政府が訴訟制度の近代化を図り律師制度を構想するはるか以前に、『申報』では律師（弁護士）の問題について様々に議論されたことを明らかにした点である。問題の一つは伝統的な大量の訟師をどうするかであり、近代律師制度の妨げとなるとしながら、訟師を律師に転用できないかとの議論までであった。また『龍泉司法档案』の重要性に着目し、中国の研究者とワークショップを開き、民国期の国家と社会を究明する上でその重要性をアピールしたことも、おおきな成果である。

研究成果の概要（英文）：The first research outcome was the publication of my essay entitled “The Growing Prominence of the Perception of Lawyers and Changes in the Perception of Litigation Masters as seen in the Shenbao Newspaper during the Late Qing Period-;From Litigation Master to Lawyer.” The Shenbao Newspaper reveals that the prominence of foreign lawyers in Shanghai prompted a reevaluation of lawyers among Chinese people, which led to support for the argument, far earlier than it occurred in the central government, that China needed lawyers. The essay traces the argument that the overabundance of “pettifoggers” in China could be transformed into lawyers. The second research outcome was a workshop held for Chinese scholars devoted to the issue of the Longquan Judicial Archives. In addition, I conducted a survey of archives related to Baduzhen during the Republican Period that are held at Zhejiang University.

研究分野：東洋史

キーワード：訟師 訟棍 律師 弁護士 中国 清末民初 申報 龍泉司法档案

1. 研究開始当初の背景

「訟師」という存在は世界史の中で中国固有のものである。「訟師」を明らかにすることは中国固有の国家と社会の仕組みを明らかにすることである。申請者はこれまで、明清時代を中心に訟師を研究してきた。またこの訟師を生み出す社会が、「訴訟社会」と呼ぶのが相応しいほど訴訟が多発していたことを明らかにしてきた。中国近代において清代まで訴訟界で重要な存在であった訟師がどのように変貌するのか、かつて訟師が果たしていた訴訟界での役割は誰によって新しく担われることになるのか、ヨーロッパ・アメリカから移植された弁護士(弁護士)制度は中国近代でどのように根付くのか、また訴訟が多発していた社会は民国期以後どのように変化するのか、さらに明らかにする必要が生まれた。

2. 研究の目的

研究の目的は、中国訴訟史における近代とは何か、を明らかにすることであった。日本で言う弁護士を中国では「律師」という。中国では清末に外国人律師が租界で活躍し始めた。上海の新聞『申報』には、その時々起こった事件で外国人律師がどのような言動を見せたか、これに対する中国人としての評価はどのようなものであったか、詳細に記される。研究目的の一つは、清末政府が律師制度を構想する以前、『申報』を中心とした言論界で律師観がどのように進展し、また伝統的な訟師に対する認識がどのように推移するかを明らかにすることであった。

またこれまで、中国清代で訴訟がどのようなプロセスで進み、そこにどのような問題があったのかを解明する上で最も重要な史料は地方档案であった。研究の目的の第二は、清代に続いて民国時代の訴訟の具体的な様相がどのようなものであったか、清代における訴訟と裁判とどのように違うのかを明らかにするため、当該の研究を進めるのに相応しい民国時代の地方档案を探しだし、それを徹底して解読することであった。

研究目的の第三は、近代になって世界の訴訟や弁護士(律師)は相似たものになるが、前近代中国における訴訟や訟師の独自性を明らかにすることであった。

3. 研究の方法

外国人律師が上海でどのように活動し、中国人がそれをどのように評価したのかについては、新聞『申報』を中心史料として用いた。民国時期における律師や訟師について知るためにも、おもに『申報』を中心史料として用いた。当該研究に相応しい地方档案を探するため、当初は四川省档案馆が所蔵する『四川省高等法院档案(民国5年~28年)』『四川省高等検察庁档案(民国4年~32年)』を用いる予定であったが、これら档案は目録が公開されているだけで、档案そのものは未整理であるとの理由で閲覧できなかった。そこで重慶市档案馆へ赴きそこに所蔵する民国期の訴訟档案を調査した。しかしこのような調査によっては多くの史料を収集し閲覧することができないため、京都大学法学部図書室が所蔵する『龍泉司法档案選編』第二輯(1912年~1927年)を集中的に閲読することにした。このためには、二ヶ月に一回ほどの割合で開いてきた『龍泉司法档案選編』第二輯と『順天府档案』輪読会が大いに役立った。輪読会参加者からさまざまな情報を得ることができた。『龍泉司法档案選編』第二輯を集中的に読みながら、龍泉県八都鎮で起こった警察と商業界・教育界との対立、警察の収賄事件に興味を覚え、また近代的法制については地方官より民間人の紳士がより多く知っており、近代的な差し押さえ・競売手続きについては紳士が地方官を教導していたことを知った。そこでかつての龍泉県、現在の龍泉市八都鎮へ実際に行く必要が生まれた。龍泉市八都鎮に行く前に杭州市に立ち寄り、浙江大学地方歴史文書編纂与研究中心の先生方を中心とした中国研究者とともに、『龍泉司法档案』に関するワークショップを開いた。ここで多くの問題について討論できたのは有益であった。さらにワークショップ参加者一同で龍泉市へ行って実態調査を行った。

4. 研究成果

研究成果の第一は、論文「清末『申報』に見る律師觀の進展と訟師觀の推移 - 訟師から律師へ(1)」(『東方学』第134輯、2017)を公表したことである。『申報』によれば、ホンコンで状師(律師、弁護士)の活動を知った記者は、初めこれを中国の訟師に似たものと考えたため、法廷に出て堂々と弁論する姿を訝しんだが、まもなくしてヨーロッパの律師制度は極めてよい制度であると認識するに到る。上海で外国人律師(弁護士)は彼らの職業倫理によってその活動を始めた当初から、中国人商人たちに信頼されていた。中国でも律師が必要であるという『申報』の論調は中央政界における議論よりはるかに早かった。しかし律師についての認識がさらに進むと、律師が顧客(依頼人)である刑事被告を過度に弁護する現実を見るに及んで、律師も訟師と似たものであるとの議論までなされた。また中国では伝統的な訟師があまりに多いため、訟師を律師に転用できないかと模索するに到った。

研究成果の第二は、『龍泉司法档案選編』を精読し、民国初期における地方社会で訴訟がどのように行われたのか、明確になったことである。そこに見える教育界と商業界による警察糾弾案件をめぐるのは、中国研究者とワークショップを開いて討論した。これによって中国近代における訴訟のあり方について、私の考えを中国研究者に伝えた。このワークショップについては、『龍泉司法档案』と龍泉司法档案研読会(『東方学』第139輯、2020)で報告したほか、すでに中国語訳がなされてインターネット『澎湃』(2020年5月26日)に「『龍泉司法档案』及びその価値」「“民告官”案件の背後 - 民国郷鎮における近代風波」というタイトルで公開されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 夫馬進	4. 巻 6
2. 論文標題 清末『申報』所見律師觀的發展及訟師觀の変遷 - 由訟師到律師（一）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律史訳評	6. 最初と最後の頁 221-241
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 夫馬進	4. 巻 134
2. 論文標題 清末『申報』に見る律師觀の進展と訟師觀の推移	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 東方学	6. 最初と最後の頁 1-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 夫馬進	4. 巻 10
2. 論文標題 清末巴県“健訟棍徒”何輝山与裁判式調解“憑理理剖”	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 中国古代法律文献研究	6. 最初と最後の頁 395-420
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 夫馬進
2. 発表標題 清末上海外国人律師の出現与訟師觀の改变 - 「中国歴史特有的形態」与近代化
3. 学会等名 ホンコン大学中文学院 21世紀の明清：新資格、新発見、新領域
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 夫馬進
2. 発表標題 明洪武帝論：中国近世史上、独創性的改革家
3. 学会等名 中央研究院歴史語言研究所傅斯年講座
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考